

が会っててくれたのですが、その話によると、
更生課でもそれをどのように改正するか現在
考慮中で具体的には何も決ってないとのこ
とで、「青い芝」さんも脳性マヒ者の立場か
らどのように改正してほしいかを文書にして
出すように言われました。そこで、歯科等級
の判定をするのに使う別表に脳性マヒに適応
する判定規準を加えること、及び、現在の福
祉法は主に更生可能な身障者を対象としてい
るので重度身障者の保護法というようなもの
ををつけ加えてほしいということを伝えて来ま
した。

以上の次第によって、出来るだけ早く私た
ちの立場からどのようにして身障者福祉法と文三

を受けて直に各役員、支部長及び「東京くろめ園」へ電話して、出来るだけ多くの人に参加してもらいたいということを伝えたのであります。貪食がすわり込みについて本部にたずねたら、分らないと返事したというのは、すわり込みをしているという連絡のあつた後それがどうなつたか連絡がなかつたため本部でも分らなかつたからであつて、会長ならびに事務局としては、更友会から正式に協力を頼まれたわけではないが出来るだけの協力をしたのであります。今後も更友会その他の会の活動にはもちろん協力をおしみません。

えますし、そのことが本部と支部のつながりを密接にし組織を強くすることになると思ひます。

(この他の役員人事については役員会議報告を見て下さい)

母語の発達

した。そこで、厚生省は主に更生可能な身障者を対象としているので重度身障者の保護法というようなものをつけ加えてほしいということを述べて来ました。

以上の次第によって、出来るだけ早く私たちの立場からどのように身障者福祉法を改正したら良いかをまとめて文書にし、それを厚生省へ持つて行くつもりです。

前述の事とは別に、社会福祉事業学校の卒業生の人たちが中心となってつくっている、「十の竹の会」から先日、重度身・心障害者（児）を含めた総合的な福祉法の立法及びそれにともなう完全な行政措置をとれ、という要求運動を始めるについて本会へ話があり（役員会議報告参照）、本会でもその運動に協力することにしているが、細い点についてお互いの考え方をまとめておくためこれから話を合うことになります。

また、センター問題で「更友会」が厚生省ですわり込みをした際に本会本部は何もしなかったとの批判がありますが、本部では更友会が厚生省ですわり込みをはじめたとの連絡

じこせんたー実現のための第一目標は事務所の確立ということになります。(このCOPセンターの構想については次の機会にくわしく述べることにします。

会に出席しなかった人たちが悪いのですが、
本会のような場合は、身体的地理的条件によ
つて総会に出席したくても出席出来ない会員
が多いので、一がいに総会に出て来ないので
悪いのだと云つて欠席した会員を責めるわけ
に行かないということがあるのです。そして
この特殊事情を考えたとき本会の場合總
合の席上で全ての決定してしまって良いのか
どうか、よく考えてみなければならないので
はないでしようか。

「そんなこと云つたって出席できないもの
は仕方ない」と云われるかもしれません。し
かし、「仕方ない」ですましてしまつて良い
のでしょうか? 本会会則にも、会員は全て
平等の権利と義務を有する」と書かれていま
す。ところどころは、

を受けて直に各役員、支部長及び「東京くるめ園」へ電話して、出来るだけ多くの人に参加してもらいたいということを伝えたのであり、会員がすわり込みについて本部にたずねたら、分らないと返事したというのは、すわり込みをしているという連絡のあった後それがどうなったか連絡がなかつたため本部でも分らなかつたからであって、会長ならびに事務局としては、更友会から正式に協力を頼まれたわけではないが出来るだけの協力をしたのであります。今後も更友会その他の会の活動にはもちろん協力をおしみません。

四、役員人事について

五月に磯部君から副会長を辞めたいと辞表が出され、辞めるのを引き止めたのですが磯部君の意志がかかるのでやむをえず辞表を受理しました。それで磯部副会長の後任として四月の役員選挙の時に次点であった高垣君に副会長をやってもらうことにしました。高垣副会長には今まで担当して来た更生相談部の方も兼任してもらいます。

四月に交通事故にあひ目下自宅で療養中の石橋事務局長が、再び元気に会の仕事が出来るようになるまで、会長が事務局長の仕事を代って行なっています。

次員になつてはいた組織統制部長については特に部長をおかず、各支部長が随時本部役員会に出るということにしました。その方が各支部長に直接本部の考え方や動きを知つてもう少し詳しくしておきたいと思います。

五、脳性マヒ者センターについて

臨時総会で、会の蓄積金は「ロ・P・センター」（仮称）をつくるためのものだと説明したところ、それに対しても「そういう物は国につくらせればよいのだ」「ロ・P・センターの事は今年度の活動方針になかつたではないか」「その具体案は出来ているのか」などの批判や質問が出されましたので、それについて私の、あるいは役員の考え方を述べます。

たしかに「ロ・P・センター」というような物は国がつくるのが当然です。しかし現実には、重度障害者の収容施設さえ満足に国がつくっていないのに、身障者の一部である脳性マヒ者のための施設を国が早急につくるとは考えられません。そこで、自分たちで立派な物でなくとも脳性マヒ者の拠点としてそういう物つくりうとしているのであり、また、そうすることができが國にそういう物をつくることを考えさせることになると思ひます。

このロ・P・センターの計画は三十七年から長期計画として継続しているもののですので、こゝと新しく今年度の活動方針として発表しなかったのですが、やはり前年からの継続方針として発表の方より、つづいて、

場というよりは会員と役員との取

七、役員会交通費につゝて
えるべきだと思います。

役員会に出るための役員の交通費に反対。という意見が手紙ででも云つて来ましたので、それについて答ります。

他の身障者団体の役員の人から、よく、齊藤さんは役員に交通費が出るからいい、と うやらやましがられます。が、このことを裏返して考えますと、役員に交通費を支給しなければならないほど脳性マヒ者経済状態が悪いといふことなのであって、働いていない者は小遣を親や兄弟からそうせびるわけにゆかず、また働いている者も会のため働く交通費をば

「一級会」はその会の最高決議機關なのだから総会で全ての事を決定できる。と云つて何でも彼でも総会の席上で決めてしまおうと考へている会員がいます。

この者は一般的には正しいのですが、本会のような会の場合はその特殊性から必ずしも正しいとは云えないと思います。何故なら、一般の会の場合には、例えば、ある会で総会が開かれ白紙委任状と少數の出席者によって議事がすすめられ、その会の重要な問題が多数の会員の意志を無視した方向へその少數の出席者によって決定されたとしても、それは總

本会のような場合は、身体的地理的条件によって総会に出席したても出席出来ない会員が多いので、「がいに総会に出て来ないので悪いのだと云つて欠席した会員を責めるわけに行かない」ということがあるためです。そして、この特殊事情を考えたとき本会の場合総合の席上で全ての決定してしまって良いのかどうか、よく考えてみなければならぬのではないでしょうか。

「そんなこと云つたって出席できないものは仕方ない」と云われるかもしません。しかし、「仕方ない」ですましてしまって良いのでしょうか？ 本会会則にも、会員は全て平等の権利と義務を有する」と書かれています。それなのに、義務である会費だけ平等にとられ、総会に出てたくも出られないために会の重要な事を決める事に参加する会員として大事な権利を捨てさせられるのは、はなはだ不公平です。しかも、総会に出席する会員の一部には、あたかも出席できない会員の代弁者のような言辞をもつて、一人よがりな自分の意見を押し通そうとする者がいます。

以上述べて来たことから私は、会の最も基本的な重要事項、役員選挙、役員の信任不信任、会則改正、基本的な会の方針等々については、少し時間と経費がかかりますが全会員の投票によって決定すべきだと考えますし、総会についても、本会のような場合も欠席す。

場というよりは会員と役員との交流の場と考
えるべきだと思ひます。

七、役員会交通費について

役員会に出るための役員の交通費に反対。
という意見が手紙でも云つて来ましたので
それについて答えます。

他の身障者団体の役員の人から、よく、齊
い芝さんは役員に交通費が出てるからいい、と
うらやましがられます。が、このことを裏返し
て考えますと、役員に交通費を支給しなけれ
ばならないほど脳性マミー等経済状態が悪いと
いうことなのであって、働いていない者は小
遣を親や兄弟からそうせびるわけにゆかず、
また働いている者も会のため働く交通費をボ
ケットマネーから出す余裕はないのです。そ
のため、会で交通費を支給しなかつたら、会
のため熱意のある役員も動くことができず、
会の活動は止つてしまふでしょう。

前述の理由とは別にも一つの理由として、
会のためにかかる交通費をボケットマネーか
ら出させることは、役員に一つの奉仕を強要
することになります。私たちはとかく体が不
自由だということでお仕事されることに慣れ、
しらぬ間に他人に奉仕を強要していることが
あります。これが良くないことです。そし
て奉仕は長続きしません。

以上二つの理由により本会では役員に交通
費を支給しているのです。

臨時総会議事録より

昭和四十年度補正予算

| 支 出 の 部 | |
|-------------------------------|---------|
| 会 費 | 100,000 |
| 後援会より N.H.K歳末 たすけ合 い | 72,000 |
| 京都女子大マー 寄 附 | 60,000 |
| 広 告 料 | 50,000 |
| 雑 収 入 | 25,000 |
| 事 業 益 金 | 35,000 |
| | 10,000 |
| | 240,000 |
| 交 通 費 | 112,000 |
| 事務局(役員会、事務員、その他￥52,000) | |
| 更生部(￥36,000) | |
| 社会活動部(￥16,000) | |
| 広報部(￥8,000) | |
| 通 信 費 | 6,800 |
| 事務局(電話料、その他) | |
| 印 刷 費 | 50,000 |
| 広報部(会報￥48,000) | |
| 事務局(￥2,000) | |
| 発 送 費 | 40,000 |
| 広報部(会報発送) | |
| 事 務 費 | 2,400 |
| 雑 費 | 39,000 |
| 更生部(あみもの補助￥4,000) | |
| 事務局(事務所借用他交際￥21,000) | |
| 教養部(勉強会他￥10,000) | |
| 広報部(封筒代他￥4,000) | |
| 身連協関係費 | 14,200 |
| 支 部 費 | 4,1600 |
| 総 会 費 | 8,000 |
| 入 件 費 | 80,000 |
| (事務局長、事務員手当) | |
| 予 備 費 | 26,500 |
| 40年4月より7月末日 支出合計概算 | 172,000 |
| 合 計 | 592,500 |

総会開催定数不足のため定期より四〇分
れてようやく会長挨拶の運びとなつた。続
て藤井乙彦氏を議長に選出した。続
議長 振正予算・会則改正の二点にしぼりま
で議したいと思います。会長より本日の案件につき
て説明を求めます。

山北 (前記 参照) 以後補正予算會議

木下 前回のチャリティショウ純益金の使途に
山北 通常運営資金と賄性マヒ者センターに
備金として蓄積している。

金沢 収入の部で前年度繰越金がない理由と
更生部の活動実態を具体的に
星野 一年一年の予算はその年度内の収入と
支出を見合わせるもので、会の健全性からも
繰越金を当てにして予算はたてるべきでない。
更生部長 就職の世話(十三人位)二組の結
婚成立等、その他子供を病院等(世話したり
して)いるがその中で効果のあつたのは五人程
である。

木下 交通費が多すぎる。何も活動していない
星野 役員会(月二千円)事務員交通費(月
一千五百円)事務所と役員との連絡、その他
各項目費用に使われる。

塩田　いままでの経験から云えることだが、通費はだいぶ掛るし、役員は一生懸命やっているのでこの程度は認められる。
磯部　社会活動部が月約一千円しかないが、その金額の根源は、事務局の維持費の使途は、連絡と社会活動部の予算との関係は、
山北　この予算は八月以降のもので社会活動部は月二千円である。
星野　事務局の維持費は事務所借用謝礼、冬期暖房費並びに会としての冠婚葬祭等の交際費等である。
寺田　支部費について、会報月一回の準備は、星野　支部費は支部の要求をそのまま受け入れてある。
山北　会報については原則として月一回発行の準備をしている。
田村　脳性マヒ者センター設立ということだが、その種活動をする根拠は、
山北　会の事務所を確立したいこと。地方会員の宿泊所としての性格を持たせ将来はC・Pセンターとして发展させたい。
寺田　センター設立運動は総会の決定を経ているのか、教養部の内容について
星野　三十八年にC・Pセンター設立につき討議し準備会を開いたがぼう大きな計画のためその後自然消滅した。実行可能な面から計画再検討が役員会で決定され、第一段階は事務所確立であるとして現在準備中なのだ。
尾堀　教養部は身障者福祉法の改正の勉強会を中心活動している。
この後C・Pセンターの運営について、

いという一部会員と、第一段階として事務確立を計り、C・Pセンター設立にまで努力させようと考える役員との間に同じような疑惑が繰り返され出席者五十八名中二十名は出席してしまった。寺田氏よりも一度臨時総会を開けという動議が出たが脚下された。補正予算是賛成一三、反対七、会長委任状一三九で採決された。

議長 会則改正の議題に入ります。

尾堀 起首を説明します。役員選出方法を規定した。ハガキ投票を採用することにより遠く地の会員も投票権行使を可能とした。役員の任期を二年とし活動の中止を防ぎました。

磯部 役員の不信任は全会員の $\frac{2}{3}$ を $\frac{1}{5}$ にして、役員の任期は一年で良い。

田村 役員選出について、ハガキ投票で選出された役員が総会で承認されなかつた場合は、尾堀 全会員より選ばれたのだから否認されることはあり得ない。

田村 役員は総会で選出すべきだ。

尾堀 総会に出たくとも出られない者はどうなるか。そういう人達の意見は永久に反映出来ないではないか。

議長 時間も予定をはるかに上廻ったのでこれまで出された動議についてのみ採決をとり後は審議未了で打ち切ります。(第一四条まで)

役員の任期 一年一大名 二年一〇名

役員不信任 全会員二三名

会費 15(二三名)

センター医療問題の新段階

一日市

安

友会はべつにとくにどちらの肩を持つたわけでもない。ただセンターで從前行なってきた身障者の手術が昭和三十七年秋を境として突然中止されたので、それでは困る。手術といふのはそんなに大切なもののないかい?

A 三月一日に行なわれた身障者三百名の坐りこみの結果、センター当局と厚生省はすでに決していい手術的行動した。そしてその約束してだいぶ積極的に行動したね。

B それでその「運営方針改訂」の要求は通じたの? たの?

A その通りだ。どちらのときも更友会だけではなくて、うちの青い芝も身連協の一員としてその通りだ。どちらのときも更友会だけにしてだいぶ積極的に行動したね。

B どう解決したと聞いたが、解決がどうかはこれから成りゆきを見なければ何ともいえないが、とにかくこの六月一日づけで新しいセンター所長になつた橋倉氏の「身体障害者の医療はセンターで全面的に行なう」という方針宣明で、大きく一步を踏み出したかたちだね。

A ぼくはどうもそのいきさつがよくわかる。身体障害センターといふ所は、前の名称である「身体障害者更生指導所」と同じ名から言つても、身体障害のための医療を行なうのがあたりまえだね。それが手術とか外科医療とかを勝手にやつたり、やめたり、また再開するといつたり、いったいどうしたことなんだ?

B そのことを詳く論じていたら、この会報が何十冊あってもおつかないよ。なに設立当時までさかのほれるのだからね。おられたちはあまり局や厚生省とわたりあつてきただし、これは医療の聞いたところでは、センター内に手術をやろうという努力と、やらないで、おこりという努力の二つがあつて、更友会はその前者に味方して闘争したんだけど、どちらに味方したか、なんてことは異に見われた現象としてだけ言えることで、またといがね。とにかく更友会としてはノータッチで、とにかくさんの身障者のために完全かつ充分な手術をしてくれればよい、という態度でいる。この態度は今後もしかりとまもられると思う。

A その通りだ。どうもそのいきさつがよくわかる。身体障害センターといふ所は、前の名称である「身体障害者更生指導所」と同じ名から言つても、身体障害のための医療を行なうのがあたりまえだね。それが手術とか外科医療とかを勝手にやつたり、やめたり、また再開するといつたり、いったいどうしたことなんだ?

B そのことを詳く論じていたら、この会報が何十冊あってもおつかないよ。なに設立当時までさかのほれるのだからね。おられたちはあまり局や厚生省とわたりあつてきただし、これは医療の聞いたところでは、センター内に手術をやろうという努力と、やらないで、おこりという努力の二つがあつて、更友会はその前者に味方して闘争したんだけど、どちらに味方したか、なんてことは異に見われた現象としてだけ言えることで、またといがね。とにかく更友会としてはノータッチで、とにかくさんの身障者のために完全かつ充分な手術をしてくれればよい、という態度でいる。この態度は今後もしかりとまもられると思う。

A でも、橋倉所長は手術をやると明言しているんだろう? なんとかうまくゆくんじゃないか?

B でも、橋倉所長は手術をやると明言しているんだろう? なんとかうまくゆくんじゃないか?

新劇公演を終えて

運営委員長 石橋玲三

会計 山北厚・星野秀子
契約金 義 450,000
交通費その他 37,870
純利益 401,580

昭和40年7月20日
切符売上 ￥884,750
カ ン パ 4,700

切符売上明細

| | |
|-----|-------------|
| S 席 | 1,300円×70枚 |
| A 席 | 1,000 × 519 |
| B 席 | 700 × 59 |
| C 席 | 600 × 15 |
| B 席 | 700 × 166 |
| C 席 | 400 × 271 |

上記で御報告したように今年度の事業益達成のための新劇公演は多くの方々の御支援の下に無事幕を閉ざしました。とは云うものの当初計画していた納益七拾万円には至りませんでした。現在のスタッフから云えは限界点のようです。屋夜を分かたず切符売りさばきのために走ってしまった諸君に深い感謝を表します。私は運営委員長となつてこの種の事業を手掛けて来て四回になります。その都度の御報告をおわかりのようにその間の収益は百万円を上廻りました。近ごろこうした事業遂行に対してもかくの批判耳にします。会にとつてこのようなお金は不要なのだろうか。とにかく現実に行動してみて百万円という金額を得ることは多くの人々の協力による積み上げの結果とは云え如何にむずかしいかを知りました。(七百万円もボンと出してくれるペトロ)を持っていて施設は別ですけどさてその金を得る事業を何のために行なうのか疑問のフシがあるかと思ひます。本年度総会に於て執行部が提出した予算が否決されたことによつてもその必要性を再認

識したわけです。もともとその再認識の陰には第三者的な立場で見て無駄な費用と時間を費やした臨時総会が存在した。第二には運営費を除いたものは蓄積金として会の動産となつています。私は個人的に考えますとロヨセンターといふ大きな目標より前にきずき上げた蓄積金を投資して小さな施設を持ちたい。又それよりも前に現在伊藤先生の御好意に甘え切つてる事務所を作らなければなりません。その事務所には今「青い芝」で唯一の生産事業であるみみもの教室を併設するとそれだけでも百万円そこそこの金額では出来ないのはわかりになると思います。その上第一種の社会福祉法人になるための蓄積も必要なのです。以上のように蓄積金が一錢でも多くほしいのは我々の気持なのです。

一部のうわさのよう役員がみだりに使うような不正も又それを得ることにより会の各方面への要求が左右されることは絶対にありません。今後ともこの積の事業は毎年続けて行くことと思います。最後に私が倒れて以来百日を経過しました。その間に多くの会員諸君から御見舞を受けたまま激痛とたたかっています。しかし治ったあかつきには再び第一線へ飛び出しで行けることを夢見ています。

(口述筆記)

役員会議報告

六月一三日定例役員会（支部長合同）出席者 山北、尾堀、星野、芝、高垣、山本
高山、（磯部）

○臨時総会開催及びその開催事項について
臨時総会を開く目的は本部としては、補正予算と会則改正の二つだが、支部の方から本部役員リコール、改選ということが云い出されている。それで、臨時総会で役員が改選されるのなら今の役員が補正予算を組むのはおかしくはないか、という疑問が山北、星野から出され、その結果、最初に、どういう理由で現役員がいけないのかを各支部長にはきり云ってもらうことになる。

高山一役員リコールの話は城南支部では支部としてまとまった意見ではなく、二三の個人の意見である。

山本一東京北東支部もそれは個人的な意見として出している。

山北一役員をリコールしようという文書に東京の三つほどの支部名がはっきり記されていたのだが……不思議な事だ。

以上によりこの席に支部長の出ている城南、中央、北東の各支部ではリコール問題は支部としてとり上げていないことを確認。

四月の総会で会員から役員選舉について出された不満は、公表された役員候補者に何の

申し入れの件

「十の竹の会」から、重度障害者対策を含めた総合的な福祉法をつくるための運動を開始するに当って、「青い芝」幹部の人たちの意見をききたいとの申し入れがあったので、この役員会の席に「十の竹の会」の松本氏に来てもらつて話し合つた。

「十の竹の会」の計画は大要次の通り。

一、重度身・心障害者（児）対策を含めた障害者福祉法の制定。

二、それにもなう行政措置をとること。

達し当つてこの二つを要求項目とし、これが実現するまで運動を続ける。運動の方法は地域活動、街頭でのピラミッド、署名運動等とし、第一次目標として十万人の署名を集めるなどである。街頭での活動は主に新宿、渋谷などの駅頭で行なう。

松本氏から以上の説明があつた後、各役員

又誰もから、「この運動は大変良いことだが、運営の身心障害者」というところに一寸ひつかりを感じる。というのは、精神と一諸く

はやされたという苦い思い出のために、頭

心筋の者も我々と同じでありそういふ

いるのだが、子供の頃背中で、馬鹿々々。

社会では身心障害と云うと体も知能も障害のいし、会の活動全てが社会活動と思う（高垣）

説明も経験も付されていないので誰に投票したらよいかわからなかつた。ということが主であったので、選挙方法は今度の方法が一番候補者の経歴を知らせて今度のやり方で行なうことにする。

現役員は定期総会ではつきり承認されたのが漸定的なものかどうかについて疑惑が出されたので、総会の議事録を調べるが一括承認で現役員が役員は総会ではつきり承認されたものと認めることと決する。

このようにして臨時総会後も現役員が会務を執行して行くという判断の下に臨時総会にのぞむことになる。

臨時総会の開催を次のように決定

日時 七月十八日（日）午後一時より
場所 都立光明養護学校講堂（予定）
議題 会則改正、補正予算

○役員辞職その他の件

1. 磯部副会長から、他の役員と意見があわなないからとの理由で辞職願いが出される。それについて辞職しないよう引き止めるが、本人の意志がたたいで辞職願いを受理する。

2. 部長補元の件は、当面、教養文化部は尾堀副会長が兼務し、涉外調査部の仕事は事務局で行なうこととし、組織統制部は支部長の代表をあることにする。

3. 事務局長が全治して出来られるようにな

るまで会長が一日おきに事務所に出て事務局長の代行をしていく。

○補正予算案について

磯部氏作成の改正案を各役員支部長で臨時役員会までに検討しておくことにする。

○センター問題について（別記）更友会との協力関係を密にし、合せて本会の社会活動を盛んにすることを確認。

六月二六日午後七時より臨時役員会（支部長合同）出席者 山北、星野、尾堀、芝、中村高山、山本（高垣委任）

○会則改正案の審議

改正案を審議作成するに当つて、会則が改正される毎にむづかしくなるようなのでなるべく分りやすくするよう心がけながら一条ずつ審議する。その結果、大きな改正点は次の通りとなる。

1. 今まで役員選出方法についてはつきりしてないかたため毎年ごとがたして来たので、会則に役員選出方法をはつきり規定したこと。

2. 役員任期を二年にして、理由は一年交代で正味活動出来るのは半年でありましてこの仕事が出来ないため。

3. 現会則の査問委の条項は全略。

○重複身・心障害者（児）対策を含めた福祉

ある者と思われがちであつて、我々で正常なのは頭だけなのに、その頭まで障害を持つていると思われてはかなわない。」等々、主に身心障害といふことに対する意見がこちら述べられ、松本氏と約一時間話し合つた後、次の役員会で本会の態度を決めることにする。

一。 七月十一日定例役員会（支部長合同）出席者 山北、芝、星野、高垣、中村、尾堀
山本、小林（城西支部長代理）

○会則改正案審議未了部分について

先の臨時役員会において会則改正案を役員会で決めることにした、役員選出方法についての条文と監事の役目について審議する。

監事の役目についての条文は、尾堀副会長が作成して来た草案を一部修正して改正案として決定。

星野会計から、各部と支部から出された要求をもとにして作った予算案が提出され、それを検討する。

○補正予算案について

星野会計から、各部と支部から出された要求をもとにして作った予算案が提出され、それを検討する。

社会活動部費が少いのではないか。（山本）との意見が出るが、会報の毎月発行（山本）によりある程度カバーできる（山北）すわり込みしたりする事ばかりが社会活動ではない、会の活動全てが社会活動と思う（高垣）

○補正予算案について

山北一右橋君の休職届を受理したが、この会の運動について、本会もそれに出来るだけの協力をすることに定めるが、なお、身心障害といふことについて十の竹の人たちと話し合うこととする。

○石橋事務局長休職の件

山北一右橋君の休職届を受理したが、この事故は会務中に起つたのであり、一日も早く治つて出てほしいという意味で、役員会としてお見舞を決議したらと思うが。

これに対して「今までやつてなかつたのはおかしい、当然の事だ」という発言が高垣氏他の役員からあり、会長提案に全員賛成する。

○役員補充について

山北一役員が多い方がいいのではないか。高垣一人数ばかり増やしても仕方ない。尾堀しかし副会長の欠員は埋めなければ。

芝一四月の選挙では高垣君が次点だった。以上により磯部副会長の後任は高垣氏と決して他の役員補充はしない事とする。（文責山北）

編物教室から

城西支部長事故にあら

山北会長さん、奥さんが亡なってからしばらくはカッタリして会へも顔を出さないでいたが、近頃は元気を取り戻し、事務所で編物の女の子。たちにやつづけられて男一匹孤軍アントウ。しかし奥さんのいない不便さが身にしみるらしく、家が会長さん一人の時など食事の仕度をするのが面倒くさいとボヤクなどときり。誰かわれと思う人は……たしかに会長さん見かけによらずサインの口が固いようだからそのつもりで。

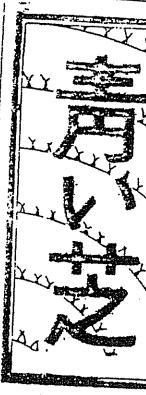
中央支部例会通知
支部の皆さんお元気ですか。八月に入つて編物にうだつておひませんか。そこで遊療法の一計、何時も伸びの良いおしどりカップル金沢恒さんのお宅で大いに汗を流しましよう。

一、会費 三十円
二、話し合い 秋季支部バス旅行について親睦の場を設けること等
三、会場 国電新宿駅西口京王デパート前より練馬・中野車庫行きバスの上下車

金沢 恒 宅
八月二十二日(日)後一時
新宿区十二社二六一 同舟在

交通 一、会費 三十円
二、話し合い 秋季支部バス旅行について親睦の場を設けること等
三、会場 国電新宿駅西口京王デパート前より練馬・中野車庫行きバスの上下車

金沢 恒 宅
八月二十二日(日)後一時
新宿区十二社二六一 同舟在



16.39

40.9.15

発行所

世田谷区世田

伊藤先生方

四三九〇八六九

社会福祉事業団体

日本脳性マヒ者協会

青い芝の会

責任者集

広報部

印 刷

三 誠 社

三〇〇八八〇

会長 山 北 厚

夏

定価 15 円

毎月 20 日発行

八月十八日に尾堀副会長と二人で厚生省へ行き、身・心障害児(者)コロニー建設計画について児童家庭局養護課でくわしいことを尋ね、ついで社会局更生課でその後身障福利法改正がどうなったか及びその他のことについてきいて来ましたので、それを以下に報告します。

コロニーについては、来年度は調査研究することになつており一つは外國の例を調べて研究することであり、もう一つは三千人入れるとして三十万坪程度の土地がいるので国有地が利用できるかを研究することであり、また、コロニーが一般社会から隔絶したものではなくそこに溶け込んだものになるようにするとも考えてみなければならない(更生課の人も、コロニーが一般社会と隔絶しないようになる必要がある、ということを云つて、そして、そこへ入れる対象者は、一、重度の

心・身障害者、二、中度の肢体不自由者(軽

作業をさせる)、三、軽度の精神及び肢体不

自由者(授産させる)を考えていることと

であった。

そこで、近頃心・身障害者といふことで精神

とコロニーと一緒に考へてゐる傾向がある

ようだが、と問うたところ、ある面では一緒に考へてゐない、との答であつた。

更生課できいたのは、身障福利法改正につ

いてと重度身障者更生施設についてが主なこ

とである。

重度身障者更生施設についてが主なこ

とである。

重度身障者更生施設についてが主なこ